

介護支援専門員実務研修受講希望の皆様へ

公益財団法人東京都福祉保健財団
理事長 杉村 栄一
(印章省略)

第23回第2期東京都介護支援専門員実務研修の受講者の募集について

東京都介護支援専門員実務研修受講試験に合格された皆様は、東京都介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」といいます。）を受講し修了することで、介護支援専門員として登録をすることができます。

このたび、東京都介護支援専門員実務研修受講試験に合格された方を対象に、令和3年4月から9月までの間に実施する第23回第2期東京都介護支援専門員実務研修の受講者を募集します。

記

1 受講対象者

東京都の試験に合格した方

なお、4頁、5頁「10(2)登録の欠格事由」に該当する方は、研修を修了しても介護支援専門員の登録ができません。

2 募集定員

今年度の東京都介護支援専門員実務研修については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、受講定員を研修会場の収容可能定員の半数程度に設定し実施します。

3 実務研修の内容について

(1) 研修の概要

実務研修は、前期課程、実習及び後期課程で構成され、「東京都介護支援専門員実務研修カリキュラム」（6～8頁）に基づき実施します。

研修は前期課程、実習、後期課程の順に受講し、全課程を修了する必要があります。

ア 前期課程

前期課程では、利用者の自立支援を図るため、介護支援専門員がケアマネジメントを行う上で必要とされる視点や専門的知識、技術について習得します。

イ 実習

前期課程受講後、概ね1か月の間に、都内の特定事業所加算を取得する居宅介護支援事業所のうち、財団が指定する居宅介護支援事業所で1日間の実習を行います。

実習日は別紙1「第23回 第2期 東京都介護支援専門員 実務研修 日程」の「実習」欄に記載のある期間で、受入事業所が指定する日で行います。

実習では、アセスメントシート、ケアプラン作成等を行います。

ウ 後期課程

後期課程では、実習で得られた気づきや課題を振り返り、グループワークを中心とした演習を通して、介護支援専門員として備えるべき知識や技術、倫理観の拡大を図ります。

研修は前期課程、実習、後期課程の順に受講し、全課程を修了する必要があります。

4 研修日程とコース

(1) 研修日程

別紙1「第23回第2期東京都介護支援専門員実務研修日程」を参照ください。

※介護支援専門員の業務を開始できる時期は、実務研修修了後、介護支援専門員証が交付されたときからです。最速で専門員証が交付される時期は、研修日程の「介護支援専門員証交付時期」でご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況により、開講後に研修日程等の変更又は延期となった場合は、介護支援専門員証交付時期(予定)も変更になる可能性があります。

(2) 実習日程

実習日は研修日程の「実習」欄に記載のある期間中に、実習受入事業所が指定する1日間で行います。今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、実習日程や実施時期等が変更になることがあります。

(3) 通信コースのみの実施について

講義科目の一部は、DVD教材の視聴により履修していただきます。これらの科目に関しては、通学コースと通信コースを設けておりましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、今期本研修は、通信コースのみの実施とします。

(4) DVD講義科目について

一部の講義科目は、テキストと共にお送りするDVDを自宅等で視聴し履修していただきます。DVDによる講義の中で、講師が出題する課題に対して、個人学習シートを作成していただく個人学習を実施します。

指定の期日までに各自でDVDを視聴して学習し、個人学習シートを指定の研修日の朝の受付時に提出していただきます。(個人学習シートが未記入の場合や提出を忘れると研修が未修了になります。)

5 受講申込

(1) 申込方法

受講申込書に住民票を添え、下記送付先まで簡易書留郵便で送付してください。ファクシミリによる申込はできません。

記入した受講申込書は、コピーを取り、控えとして保管してください。

※受講申込書については、今回ご案内しております希望コース記入欄が第1希望から第6希望まで記載されている申込書をご使用ください。第23回東京都介護支援専門員実務研修受講試験合格者で第1期末申込の方につきましては、本試験結果通知に申込書を同封しておりますが、希望コース記入欄が第3希望までの様式となっております。そちらの申込書でも第2期のお申込みは可能ですが、その際には余白部分に第4希望から第6希望まで希望コースを追記してください。

※当財団到着後に、受講申込書の内容についての変更は承れませんので、受講コース等をよくお確かめの上、ご提出ください。

(2) 添付書類

以下の3点を満たした住民票（原本）を添付してください。介護支援専門員資格登録簿に登載する事項を確認します。

①3ヶ月以内に発行されたもの

②マイナンバーの記載がないもの

③ご本人のみ記載されたもの

また、介護支援専門員実務研修受講試験申込み以降、婚姻等により氏名に変更のあった方は、戸籍抄本（原本）の提出が必要です。

《送付先》

〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

(公財) 東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室 ケアマネ実務研修申込係

(3) 受講申込書の提出期限

令和3年3月4日（木）まで（当日消印有効）

令和3年12月までに実施する実務研修の募集は今回のみとなりますので、受講希望の方は申込み漏れのないようご注意ください。

6 受講決定

(1) 受講決定通知書の送付

令和3年4月2日（金）に送付予定です。

出席票と受講の手引も受講決定通知書と併せて送付します。

受講決定通知書が令和3年4月7日（水）になっても届かない場合は、財団までご連絡（03-3344-8512）ください。

※正式な受講決定通知は上記日程で送付いたしますが、決定コースにつきましては、受講決定者宛に3月17日（水）に送付予定です。

(2) 落選者への通知

万一、落選する方があった場合は、その旨通知します。そうした場合は、お手数ですが、次期以降の研修の募集期間に再度お申込みください。

(3) 受講決定上の留意点

① 受講希望者がコース定員を超える場合、第1希望から第6希望のコースでは受講できない場合があります。その際には、第1希望から第6希望以外のコースで決定いたしますので予めご了承ください。

② 募集の結果、万一受講希望者が僅少となったコースは、実施を取りやめることがあります。

(4) 受講料

52,800円

令和3年4月2日（金）に送付予定の「受講決定通知書」と併せて、払込票をお送りします。記載されている納入期限までにお支払いください。

※払込期間は払込票到着から5日間程度と大変短くなっておりますのでご注意ください。

7 テキストの送付

受講料の払込確認後、研修テキスト等をご自宅に【宅配便】で送付します。
郵便局に転送届を提出していても、研修テキスト等は転送されません。
転居の予定がある方は、速やかに、当財団までご連絡ください。

8 本研修実施についての感染症予防対策

同封の【受講生の皆様へ】新型コロナウイルス感染症への対応について」をご確認ください。

9 個人情報の取扱いについて

受講申込書に記載された個人情報については、当財団の個人情報保護規程に基づき適正な管理を行い、東京都介護支援専門員実務研修業務管理及び介護支援専門員資格登録簿登録業務以外の目的には利用することはありません。

10 介護支援専門員登録及び介護支援専門員証の交付申請について

介護支援専門員として業務に就くためには、実務研修修了後「介護支援専門員資格登録簿」に登録し、介護支援専門員証（以下「専門員証」という。）の交付を受けなければなりません。

登録及び専門員証の交付は、研修修了後「介護支援専門員登録申請書」、「介護支援専門員証交付申請書」を財団事務局に提出してください。

(1) 登録及び専門員証交付の申請期限及び手数料について

各申請書は研修最終日に会場で提出することができます。

	申請期限	手数料
介護支援専門員登録申請	研修最終日から3か月以内	1,500円※ 東京都手数料条例による額
介護支援専門員証交付申請	登録後5年以内 *5年経過後に交付を受ける場合は、「介護支援専門員再研修」の受講が必要です	1,000円※ 東京都手数料条例による額

※ 手数料は申請書受付後に送付する払込票でお支払いください。

《交付時期》

- ・申請後、毎月1日から15日までに手数料の納入が財団で確認できた場合
翌月1日付で交付
- ・申請後、毎月16日から末日までに手数料の納入が財団で確認できた場合
翌月15日付で交付

(2) 登録の欠格事由

介護保険法第69条の2第1項各号において定める下記のいずれかの状況（欠格事由）に該当する方は、介護支援専門員の登録が認められません。

ア 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として

厚生労働省令で定めるもの

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- オ 介護保険法第69条の38第3項（介護支援専門員としての業務禁止の処分）の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に同法第69条の6第1号（本人からの登録消除の申請）の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- カ 介護保険法第69条の39（登録の消除）の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- キ 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法第15条（聴聞の通知の方式）の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

11 受講地の変更

東京都の試験に合格された方は、東京都で実務研修を受講していただきます。

ただし、東京都で受講することが困難な理由がある方は、やむを得ないと判断された場合のみ他道府県での受講（「受講地変更」）が認められます。

「受講地変更」の手続きについては、以下の問合せ先にご連絡願います。

「受講地変更」は、東京都と登録地道府県での手続きがあり、時間を要します。該当する方は、早めに手続きをしてください。

【受講地変更の問合せ先】

東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課
(電話03-5320-4279)

12 本研修に関する問合せ先

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室 ケアマネ担当

電話：03-3344-8512

FAX：03-3344-8592

財団HP：<http://www.fukushizaidan.jp/>

(東京都福祉保健財団 ホーム > 介護支援専門員のご案内 > 実務研修)